

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第3報）

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項については、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月26日付総行管第76号）及び「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年3月4日付総行管第94号）で通知したところですが、関連して各選挙管理委員会から問い合わせがあったことから、下記のとおりお知らせします。これらの事項にもご留意のうえ、引き続き適切な対応を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 選挙期日は、公職選挙法に規定する選挙を行うべき期間において、当該選挙を管理する選挙管理委員会が、新型コロナウイルス感染症の状況等地域の実情を勘案し、選挙人にとって最も便宜と思われる期日を決定するものであること。
選挙期日の告示前であれば、一度決定した選挙期日を上記期間の範囲内で変更することに、公職選挙法上の問題はないものであること。
- 2 令和2年3月中に執行を予定している地方選挙における投票所、期日前投票所等の感染症対策の実施例等については、現在「選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査について」（令和2年3月5日付総行管第95号）により調査しているところであり、とりまとめ結果については、速やかに情報提供することを予定していること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の今後の動向に応じ、更に通知を行う可能性があることから、各選挙管理委員会においては留意すること。

選挙部管理課管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp